


飲食店の皆様へ

営業時間の短縮をお願いします。



県内全域
飲食店
営業時間短縮

期 間

令和3年1月21日（木）～2月7日（日）まで

- 営業時間は 5時～20時までの間
- 酒類の提供は 11時～19時までの間

対 象

飲食店、喫茶店、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店（宅配、テイクアウトのみ行っているところは対象外）

区 域

佐賀県全域

協力金

1店舗あたり 72万円
（全期間時短要請に応じた店舗へ）